

評価作業マニュアルの改定に当たり検討すべき事項について

1. 特定の取組・計画等の評価方法について

- 「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」（平成23年10月27日文部科学省国立大学法人評価委員会決定。以下、「実施要領」という。）に定める「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」の評価や、「世界的な高水準の達成や国際的な競争力の向上を目指す観点」からの評価を、具体的にどのように実施するか。
- 新たに実績報告書に設けた「個性の伸長に向けた取組」欄、及び、「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」欄に記述された取組を、具体的にどのように評価するか。

《論 点》

（1）国立大学法人評価委員会の要請への対応

- 「実施要領」では、第2期中期目標期間評価の全体方針として、「各法人の質的向上を促す観点から、戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価する」とされている。「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」をどのように決定するのか。また、決定した目標・計画等を、教育研究の状況の評価においては、具体的にどのように評価するか。
- また、「実施要領」では、教育研究の状況の評価について、「教育研究の特性を踏まえつつ、各法人の目的によっては、教育研究の成果が、世界的な高水準の達成や国際的な競争力の向上を目指す観点から、適正に評価するよう配慮する」とされている。具体的にどのように評価するか。

（2）「実施要項」の改定に伴う対応

- 新たに実績報告書に設けた「個性の伸長に向けた取組」欄、及び、「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」欄に記述された取組について、具体的にどのように評価するか。それぞれについて、中期計画の段階判定との関係をどう考えるか。

《評価の方向性》

(1) 国立大学法人評価委員会の要請への対応

① 戦略性が高く意欲的な目標・計画等

- 文部科学省国立大学法人評価委員会が実施した平成 23 年度評価において、「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」が抽出されたことから、教育研究の状況の評価においても、国立大学法人評価委員会が抽出した目標・計画等を「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」とする。

該当法人は、実績報告書において、「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」の取組状況を必ず記述する。

- 評価者は、「戦略性が高く意欲的な目標・計画等」について、中期計画の段階判定において、達成状況の外に、当該計画実行のプロセスや成果の内容を踏まえつつ、積極的に評価する。計画どおり実施できていない場合においても、教育研究の質の向上や高い教育研究水準が確認できる場合は、「不十分」とは判定しない。
- 評価者及び法人双方の共通理解を図るため、上記の取扱いを評価作業マニュアルに明記する。

② 世界的な高水準の達成や国際的な競争力の向上

- 教育研究の成果について、
 - ・ 国際的な視点から判断して極めて高い教育研究水準の実現が認められる場合
 - ・ 第 1 期末と比較して、教育研究の大きな質の向上が認められる場合には、中期計画の段階判定において、「非常に優れている」と判定する。
- 評価者及び法人双方の共通理解を図るため、上記の取扱いを評価作業マニュアルに明記する。

(2) 「実施要項」の改定に伴う対応

① 個性の伸長に向けた取組

- 法人は、「個性の伸長に向けた取組」欄において、取組の内容等とともに、特に関連する中期計画の番号を必ず記述するとともに、該当する中期計画の自己分析・判定に当たり、当該計画の実施によって、どのような個性がどのように伸長したのかを必ず記述する。
- 評価者は、該当計画の成果が個性の伸長に大きく寄与していると判断される場合、中期計画の段階判定において、「非常に優れている」と判定する。
- 評価者及び法人双方の共通理解を図るため、上記の取扱いを評価作業マニュアルに明記する。

② 東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等

- 「復旧・復興への貢献・支援活動等に関係した顕著な取組」については、「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」欄に記載されている取組のうち、最初に記載されている取組を転載することとする。

2. 学部・研究科等の現況分析結果の活用方法について

- 中期目標の達成状況評価において、学部・研究科等の現況分析結果を活用することとされているが、具体的にどのように活用するか。

《論 点》

【中期目標の達成状況評価】

- 実績報告書を作成する際、学部・研究科ごとの現況分析との関連を有する中期計画については、その関連を記載することとしたが、効率的、効果的に評価を実施するために、具体的にどのような記載を求めるか。
- 「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況評価は、学部・研究科等の教育研究の水準及び質の向上度の評価結果を十分に活用しつつ行うこととされているが、どのような活用方法が考えられるか。
- 学部・研究科等の現況分析において特に質の向上が見られると判断される場合、特記事項として抽出することとしたが、具体的にどのような方法、基準で抽出するか。
- 第1期で実施した、現況分析結果と達成状況判定結果の大きな乖離があった場合に段階判定を変更する手続きの必要性をどのように考えるか。

《評価の方向性》

【中期目標の達成状況評価】

- 法人は、中期計画の分析状況の記述においては、現況調査表の観点等の分析状況に記述した内容と特に関連がある場合のみ、関連する学部・研究科等名等を記載する。
- 学部・研究科等の現況分析の結果を十分に活用し、中期目標の達成状況の評価を行うために、現況分析結果の概要（学部・研究科ごとの判定結果一覧表、判断理由一覧表（抜粋）、中期計画・現況分析結果の関連整理表）を評価者に提供し、評価者は、現況分析結果の概要を中期計画の実施状況の判定の根拠資料の一つとして活用する。
- 原則、現況分析において、「注目すべき質の向上」として記載されたものについては、関連する中項目の特記事項として抽出し、その外にも現況分析結果に特筆すべき事項があった場合には、関連する中項目の特記事項として抽出する。

- 上記の手続きにより、第1期で実施した、現況分析結果と達成状況判定結果との大きな乖離があった場合に段階判定を変更する手続きは行わない。

3. 研究業績の水準判定について

- 「重点的に取り組む領域に係る研究業績の分析」の廃止や検証アンケートにおける研究業績水準判定結果の反映方法に対する法人からの意見等を踏まえ、研究業績水準判定結果を具体的にどのように反映させるか。
また、各分野ごとの判定基準の明確化についてどのように対応するか。

《論 点》

【中期目標の達成状況評価】

- 研究業績の水準の把握が必要な場合、研究業績水準判定組織での研究業績の水準判定結果を参考にして評価を行うこととされているが、「重点的に取り組む領域に係る研究業績の分析」の廃止等を踏まえ、どのような反映方法が考えられるか。

【学部・研究科等の現況分析】

- 検証アンケートにおいて、複数の法人が、研究業績水準判定の結果が現況分析の評価結果にどのように反映されたかが不明と考えており、より分かりやすく示すために、どのような反映方法が考えられるか。
- 「実績報告書作成要領」において、各分野横断的な「SS 及び S」の判定基準を示すこととしたが、各分野ごとの「SS 及び S」の判定基準の明確化についてどのように対応するか。

《評価の方向性》

【中期目標の達成状況評価】

- 研究業績水準判定組織での研究業績の水準判定結果を参考にし、中期目標の達成状況の評価を行うために、中期計画に特に関連する研究業績が記載されている場合には、当該研究業績の水準判定結果を評価者に提供し、評価者は、水準判定結果を中期計画の実施状況の判定の根拠資料の一つとして活用する。

【学部・研究科等の現況分析】

- 学部・研究科等の現況分析において、分析項目Ⅱ「研究成果の状況」については、第1期と同様に、研究業績水準判定組織での研究業績の水準判定結果を踏まえて判断する。

- 研究水準判定結果をより分かりやすく示すために、分析項目Ⅱ「研究成果の状況」の判断理由に、原則、以下の内容を記載する。
 - ・ 卓越した研究業績の具体的内容
 卓越した研究業績の「研究テーマ」の具体的内容を引用しつつ、研究成果の状況を記載
 - ・ 「SS」「S」の判定結果の割合等
 各学部・研究科等の専任教員数、提出された研究業績数、専門委員による判定結果のうち「SS」「S」の割合を記載

4. 評価結果と公表・通知事項について

- より個性の伸長に寄与する評価とするためや、より改善に資する評価とするために、また、社会、法人への説明責任を果たすために、評価結果の記載内容や社会への公表事項、法人への通知事項を見直す必要がないか。

《論 点》

【中期目標の達成状況評価】【学部・研究科等の現況分析】

- 検証アンケートにおいて、複数の法人・評価者が評価結果を分かりやすく示してほしいと考えているため、社会や法人からの期待に応える評価結果の記載について、どのような内容が考えられるか。
- 社会、法人への説明責任を果たすために、社会への公表事項及び法人への通知事項の具体的な内容についてどのように考えるか。

《評価の方向性》

- 社会や法人へより分かりやすく評価結果を示すため、評価報告書の記載内容について以下のとおり変更する。

【中期目標の達成状況評価】

- ・ 評価結果報告書に目次を設ける。
- ・ 「法人の特徴」欄を、新たに設け、法人が作成する実績報告書に記載された「法人の特徴」を転載する。法人は、実績報告書の「法人の特徴」欄に、中期目標前文である「基本的な目標」を必ず記載する。
- ・ 達成状況評価結果を総括する項目として「評価結果《概要》」を新たに設ける。「評価結果《概要》」には、判定結果の一覧表、及び、主な特記すべき点を記載する。

- ・ 中期目標の3階層（「大項目」「中項目」「小項目」）について、明記する。
- ・ 小項目との関連を明示するために、「特記すべき点」の冒頭に小項目の内容を記述する。
- ・ 評価結果の末尾に「判定結果一覧表」を新たに付す。「判定結果一覧表」には、中期目標の内容及び判定結果、中期計画の内容及び判定結果、「特記すべき点」に取り上げられた中期計画との対応を記載する。

【学部・研究科等の現況分析】

- ・ 現況分析結果を総括する項目として「学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（概要）」を新たに設ける。「学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（概要）」には、判定結果の一覧表、及び、注目すべき質の向上を記載する。
※研究についても同様に記載
- ・ 分析項目ごとの評価結果について、「質の向上度」の判断理由を具体的に記述する。
- ・ 研究業績水準判定結果の概要を「研究成果の状況」の「判断理由」に記載する。

5. 大学ポートレート（仮称）の活用方法について

- より効率的に評価を実施するために、大学ポートレート（仮称）を具体的にどのように活用するか。

《論 点》

【中期目標の達成状況評価】【学部・研究科等の現況分析】

- より効率的に評価を実施するために、どのような指標やデータ項目をどのように評価に活用するか。
- 検証アンケートにおいて、複数の法人が大学情報データベースの活用方法が不明確であったと考えているため、より分かりやすく示す必要がないか。

《評価の方向性》

【中期目標の達成状況評価】【学部・研究科等の現況分析】

- 第1期と同様に「データ分析集」及び「入力データ集」を評価者に提供し、評価者は、これらを中期計画の実施状況や教育研究の現況分析の判定の根拠資料の一つとして活用する。
- 「データ分析集」について、新たに経年推移の分析を追加し、評価への活用資する。
- 「データ分析集」について、評価者が評価の参考にしやすいよう、第1期に比べ分析指標を精選し、作業の効率化を図る。

6. 認証評価結果の活用方法について

- より効率的に評価を実施するために、認証評価結果や提出資料・データ等を具体的にどのように活用するか。

《論 点》

【中期目標の達成状況評価】【学部・研究科等の現況分析】

- より効率的に評価を実施するために、認証評価結果や提出資料・データ等を具体的にどのように活用するか。

《評価の方向性》

【中期目標の達成状況評価】【学部・研究科等の現況分析】

- 法人が根拠となる資料・データとして認証評価の評価結果等を示した場合は、該当箇所を評価者に提供する。

【中期目標の達成状況評価】

- 法人が根拠となる資料・データとして認証評価の評価結果等を示していない場合においても、直近の機関別認証評価の評価結果の概要を評価者に提供し、評価者は、機関別認証評価の評価結果の概要を中期目標の達成状況評価の資料の一つとして活用する。

また、機関別認証評価の評価結果で指摘事項がある場合は、必要に応じて、その対応状況等について、提出資料として依頼し、それらを参考に評価を実施する。

7. 質の向上度の評価方法について

- 質の向上度の評価について、期末間の状況の比較方法、提出がなかった場合の対応、注目すべき質の向上の指摘基準等について、具体的にどのように対応するか。

《論 点》

【学部・研究科等の現況分析】

- 質の向上度の判定は、第1期中期目標期間末の状況と第2期中期目標期間末の状況とを比較し、行うこととされているが、どのように比較するか。
- 重要な質の変化があったと判断されず、質の向上度について、現況調査表の提出がなかった場合、どのように評価するか。
- 注目すべき質の向上の指摘を行うこととされているが、どのような基準で指摘するか。

《評価の方向性》

【学部・研究科等の現況分析】

- 評価者は、現況調査表の重要な質の変化についての記載（「該当なし」の場合あり）、第２期の水準判定についての記載、「データ分析集」及び「入力データ集」に基づいて、質の向上度について判断する。

その上で、第１期と第２期の現況分析の水準判定結果を比較し、比較結果を参考として、総合的に質の向上度について判定する。

なお、第１期と第２期の現況分析の水準判定結果の比較については、第１期の水準判定結果のみを評価者に提供する。

- 注目すべき質の向上の指摘について、評価者は原則、質の向上度について「大きく改善、向上している 又は 高い質を維持している」と判定した場合に注目すべき質の向上の指摘を行う。

ただし、評価者は、質の向上度について「大きく改善、向上している 又は 高い質を維持している」と判定した場合以外にも、評価者の判断によって、注目すべき質の向上について指摘することができる。

8. 中期計画の段階判定区分の判定基準、特記事項の抽出基準について

- 中期計画の段階判定区分の判定基準、特記事項の抽出基準について、具体的にどのように対応するか。

《論 点》

【中期目標の達成状況評価】

- 中期計画の段階判定区分の判定基準、特記事項の抽出基準について、具体的にどのように対応するか。

《評価の方向性》

【中期目標の達成状況評価】

- 中期計画の段階判定区分の判定基準については「第２期中期目標期間の中期計画に係る段階判定の考え方」（国立大学教育研究評価委員会（第 34 回 平成 25 年 6 月 20 日開催）資料 3－2 P8）のとおりとする。

- 特記事項（「優れた点」「改善を要する点」「特色ある点」）の抽出については、第1期を踏襲し、以下のとおりとする。
 - ・ 評価者は、法人から提出された達成状況報告書の中項目ごとに記載されている「優れた点及び改善を要する点等」を分析し、達成状況報告書の記述を基に、「優れた点」「改善を要する点」「特色ある点」を記述する。
 - ・ 評価者は、「優れた点」「改善を要する点」「特色ある点」を記述する際、関連する中期計画ごとの実施状況の分析を踏まえて行う。また、「優れた点」「改善を要する点」「特色ある点」を記述する際、関連する中期計画番号は必ず記述する。
- 現況分析結果からの特記事項の抽出については、以下のとおりとする。
 - ・ 現況分析の質の向上度の評価において「注目すべき質の向上」に抽出された事項については、関連する中項目の「優れた点」とする。
 - ・ 現況分析結果において「水準を大きく上回る」と判定された分析項目のうち、中期計画と関連付けられているものについては、関連する中項目の「優れた点」とする。
 - ・ 上記以外にも、評価者の判断によって、現況分析結果より「優れた点」「改善を要する点」「特色ある点」を抽出することができる。
- 「復旧・復興への貢献・支援活動等に関係した顕著な取組」については、「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」欄に記載されている取組のうち、最初に記載されている取組を転載することとする。

9. 積み上げ方式の計算方法について

- 積み上げ方式の計算方法について、具体的にどのように設定するか。

《論 点》

【中期目標の達成状況評価】【学部・研究科等の現況分析】

- 積み上げ方式の計算方法について、具体的にどのように設定するか。

《評価の方向性》

【中期目標の達成状況評価】

- 中期目標の達成状況評価における、積み上げによる段階判定の基準は中期計画の判定区分の新設などの第1期中期目標期間からの変更点及び中期目標（小項目）数、中期計画数の減少等を踏まえ、積み上げによる判断の基準に適切な変更を行う。

- 評価者は、中期目標（小項目）の判定において、当該小項目に関する中期計画の判定の平均値を参考に、中期目標（小項目）の趣旨を踏まえて、達成状況を判定する。

【学部・研究科等の現況分析】

- 学部・研究科等の現況分析における水準判定について、法人の優れた取組を分析項目の判定により強く反映させるため、判断の基準に適切な変更を行う。

10. ヒアリング等の手続きについて

- ヒアリング、確認事項の問い合わせ、追加資料の提出の手続きについて、具体的にどのように対応するか。

《論 点》

【中期目標の達成状況評価】

- ヒアリング（必須確認事項の設定、確認事項の基準、訪問調査との区別等）、追加資料の依頼（依頼の基準等）の手続きについて、具体的にどのように対応するか。

【学部・研究科等の現況分析】

- 確認事項の問い合わせ（問い合わせの基準等）、追加資料の依頼（依頼の基準等）の手続きについて、具体的にどのように対応するか。

《評価の方向性》

- ヒアリング等の手続きについて、以下のとおりとする。

【学部・研究科等の現況分析】

- ・ 現況分析部会（第1回）にて審議を行い、「学部・研究科等の現況調査表」の内容に関連する事項についてのみ、段階判定を行うのに確認が必要であると判断した場合にだけ、「分析に当たっての確認事項」及び「資料提出の依頼」を法人に照会することができる。
- ・ 評価の公平性に配慮して、現況分析部会が法人に照会をするのは、原則この機会のみとする。
- ・ 「分析に当たっての確認事項」については、「ヒアリングに向けての確認事項」を取りまとめる際の参考とするため、達成状況判定会議に提供する。
- ・ 「分析に当たっての確認事項」の照会に対する法人からの回答については、ヒアリング実施時の参考とするため、達成状況判定会議に提供する。

【中期目標の達成状況評価】

- ・ 達成状況判定会議（第1回）にて審議を行い、「中期目標の達成状況報告書」の内容に関連する事項についてのみ、段階判定を行うのに確認が必要であると判断した場合にだけ、「ヒアリングに向けての確認事項」及び「資料提出の依頼」を法人に照会することができる。
- ・ 「資料提出の依頼」においては、上記以外に、達成状況判定会議（第1回）にて機関別認証評価結果の概要に指摘事項がある点について（「改善を要する点」等）、対応状況等を確認する必要があると判断した場合にも、法人に照会することができる。
- ・ 評価の公平性に配慮して、達成状況判定会議が法人に照会をするのは、原則この機会のみとする。
- ・ ヒアリングは、「ヒアリングに向けての確認事項」の照会に対する法人からの回答を踏まえて実施する。

11. 評価実施体制について

- | |
|---------------------------------------|
| ○ 効率的に評価を実施するために、評価実施体制について見直す必要があるか。 |
|---------------------------------------|

《論 点》

【中期目標の達成状況評価】【学部・研究科等の現況分析】

- 効率的に評価を実施するために、評価実施体制について見直す必要があるか。

《評価の方向性》

- 評価実施体制については、第1期の体制を踏襲することとする。